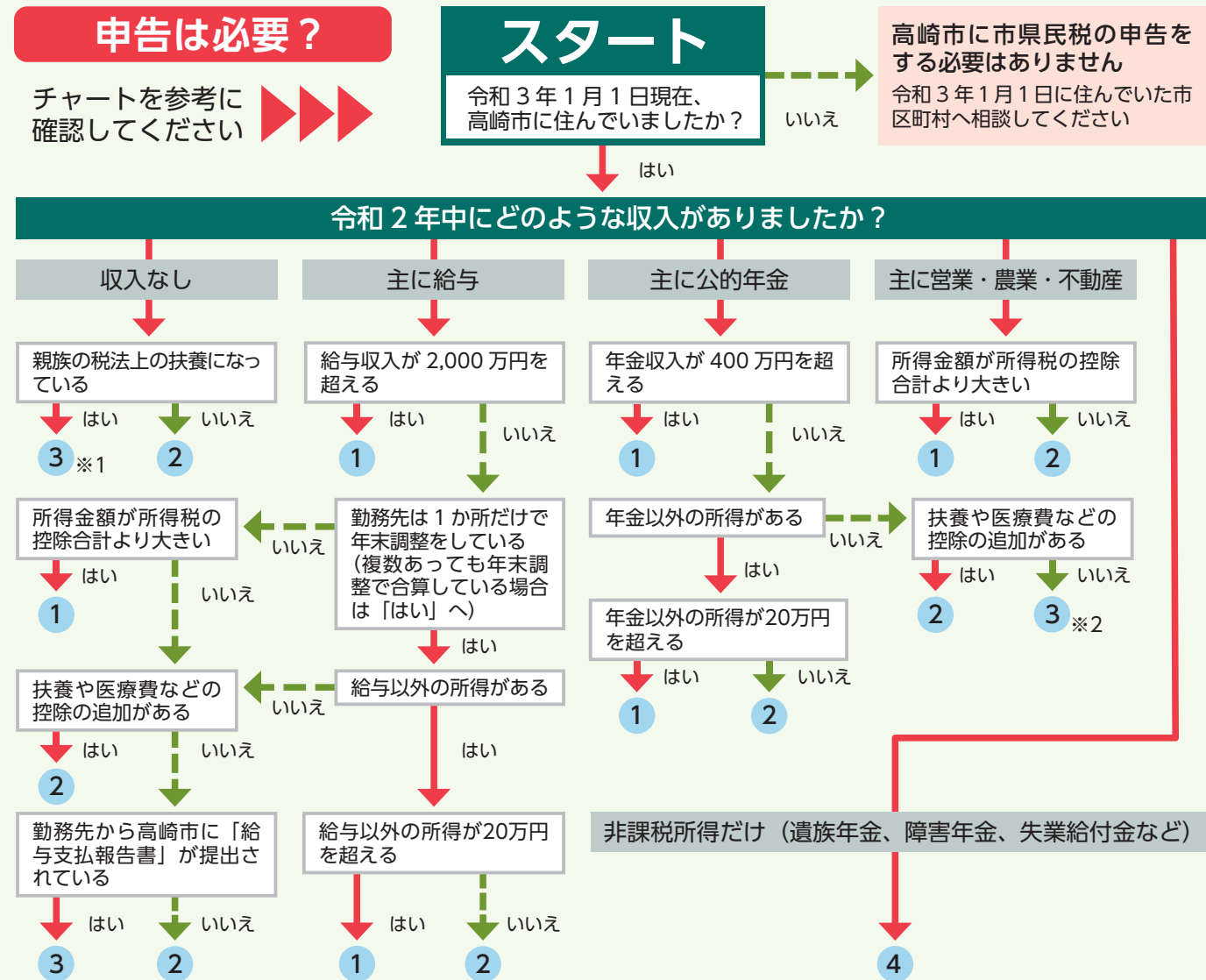
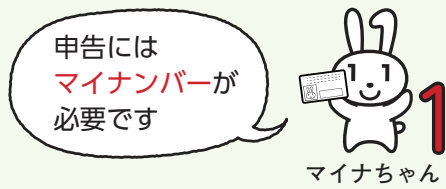


郵送などで**3月15日**までに申告を

# 所得税の 確定申告・市県民税の申告



1	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください
2	市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
3	確定申告・市県民税の申告は必要ありません	※1の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告が必要です。※2の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
4	市県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の申請免除を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告が必要です

申告方法や必要な物などは、次のページでお知らせします

市民の皆様へ

## 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために 一人一人の取り組みをお願いします

### 感染予防を徹底してください

**手洗い・手指消毒**

こまめな手洗いを徹底する。外出先などで手洗いができないときは、消毒液を使う

**人との距離を空ける**

人との距離をできるだけ空ける。レジなどで待つときも、前の人との間隔を保つ

**マスクの着用**

マスクは口と鼻を覆うように着用する。隙間ができないように、しっかりと

### 人と接触する機会をできるだけ減らしてください

**普段会わない人との会食や不要不急の集まりを自粛**

市外の親戚や仕事相手との会食は行わない。パーティーやカラオケなどの不要不急の集まりも避ける

**マスクなしで会話しない**

職場や学校の休憩時も、マスクを外して会話はしない

## 感染予防にご協力ください

問い合わせ先 保健予防課(☎381-6112)

## 所得税の確定申告

- 期間：2月16日(火)～3月15日(月)
- 問い合わせ先：高崎税務署 (☎ 322-4711)

### 申告書の提出方法

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

e-Tax	申告書はe-Taxで送信してください。「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
郵送	申告書を印刷し、〒370-8611 高崎税務署に郵送してください
申告会場	会場に入場するには、指定時間の書かれた入場整理券が必要です。入場整理券は、下記を参考に取得してください ●受付日時＝2月16日～3月15日(土・日曜日、2月23日(祝)を除く。21日・28日の日曜日は申告を受け付けます)、午前9時～午後4時 ●会場＝ビエント高崎(問屋町2丁目)

### 入場整理券の発行方法

- ◆ LINEによる事前発行  
無料のアプリ・LINEを使った事前発行です。国

## 市県民税の申告

- 期間：2月16日(火)～3月15日(月)

市は2月5日(金)から、昨年市県民税の申告をした人に申告書を郵送します。令和3年1月1日現在、市内に住所のあった人は、市県民税の申告をしてください。詳しくは、市民税課や各支所税務課にある「市民税・県民税申告の手引き」で確認してください。手引きは、市ホームページでも確認できます。

### 申告書の提出方法

郵送	申告書を〒370-8501 高崎市役所 市民税課に郵送してください
窓口	受付窓口で配布する「健康状態申告書」を記入し、提出してください ●受付期間＝2月16日～3月15日(土・日曜日、2月23日(祝)を除く) ●窓口と受付時間 市役所2階28番窓口市民税課＝午前8時30分～午後5時15分 各支所税務課＝午前8時30分～正午・午後1時～5時 新型コロナウイルス感染症の状況によって、開設時間など変更する場合があります

国税庁ホームページ▶



税庁公式アカウントから、相談会場と日時を選択し、申し込んでください。

- ◆会場のビエント高崎での当日配布  
会場当日配布を行います。配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。配布状況は国税庁ホームページで確認してください。

### 還付申告

次に該当する人は、還付を受けられる場合があります。

- 令和2年中に退職して年末調整を受けていない ●令和2年中に医療費の支払いが一定額以上ある

### 申告書の作成を指導

次に該当する確定申告については、ビエント高崎で高崎税務署による申告書の作成指導を行います。

- 青色申告、損失申告、修正申告、準確定申告、株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得、土地や建物の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、国外居住者の扶養控除に係る申告

### 上場株式などの所得の課税方式が選べます

上場株式などによる所得のある人は、申告するとその所得にかかる個人住民税の課税方式が選べます。詳しくは、市ホームページで確認できます。

### 国保加入者は申告しないと不利益が生じる場合も

国保加入者のいる世帯で、未申告の人がいると、国保税が正しく計算されなかったり、高額療養費の限度額が高くなったりする場合があります。

問い合わせは、保険年金課(☎321-1235、1236)へ。

### 問い合わせ先

- 市民税課 (☎ 321-1218) ●倉渕支所税務課 (☎ 378-4523) ●箕郷支所税務課 (☎ 371-9051)
- 群馬支所税務課 (☎ 373-1214) ●新町支所税務課 (☎ 0274-42-1236) ●榛名支所税務課 (☎ 374-5110) ●吉井支所税務課 (☎ 387-3114)

市ホームページ▶

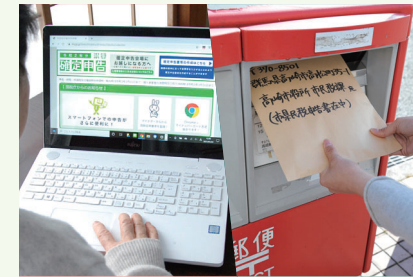


## 新型コロナウイルス感染拡大防止のためお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次のとおりご協力をお願いします。会場や窓口に来場する人は、事前の検温を行い、熱のあるときは日を改めてください。

### 郵送やe-Taxを活用

郵送やe-Taxを使って、申告書を提出する



### 混雑する日時を避ける

窓口での提出の場合、受付開始直後や午前中など混雑する日時を避ける



### 感染予防対策の徹底

窓口での提出の場合、来場者はマスクの着用、手指消毒、咳エチケットを徹底する



## 申告に必要な物

	対象	必要書類など
	全員	マイナンバー(個人番号)と本人確認のできる物、申告書、振込先口座の分かる物、印鑑
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票(コピーやデータも可)
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収支内訳書、帳簿など
	雑・一時所得者	収入金額・必要経費が分かる書類
控除に関するもの	配当所得者	支払通知書、特定口座年間取引報告書
	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費の明細書※1、医療費通知、高額療養費などの補てん金がかかる物、おむつ使用証明書※2など
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書※1、適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書※3など
	配偶者特別控除	源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	寄附金控除	寄附金の受領証明書など

※1 今回から領収書による申告はできません

### 障害者控除・おむつ代の医療費控除の証明書を発行

いずれも申請は、本人と控除を受ける人の印鑑、運転免許証など窓口に来る人の本人確認のできる物を持って、市役所2階24番窓口介護保険課(☎321-1242)か、各支所市民福祉課へ。

### 高齢者のおむつ代の医療費控除確認書(上表※2)

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、

控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている場合、一定の要件を満たす人は、市が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」で控除を受けることができます。

### 障害者控除対象者認定書(上表※3)

障害者手帳の交付を受けていない人でも、障害者控除を受けられる場合があります。対象となるのは、65歳以上で令和2年12月31日現在に要介護認定を受けていて、市の基準を満たす人です。

